

# 川俣事務所 かわら版 No. 108 (2024.8)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

## 50人超企業の短時間労働者に対する社会保険適用拡大 ～令和6年9月上旬までに案内が送付されます～

現在、被保険者100人超の事業所では、週20時間以上などの要件を満たす短時間労働者にも社会保険が適用されていますが、令和6年10月1日からは、50人超の企業の短時間労働者に対しても、社会保険が適用になります。

対象となる短時間労働者は、①週所定労働時間20時間以上で、②雇用期間が2ヵ月超の見込みがあり、③賃金月額88,000円以上で、④学生でない者です。

今回新たに適用拡大の対象となることが見込まれる事業所には、令和6年9月上旬までに、「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付されます。

詳細については、担当職員にお尋ねください。

## 健康保険証廃止について（令和6年12月2日） ～医療機関での受診は、マイナ保険証で！～

### ◇マイナ保険証について

令和6年12月2日以降、健康保険証は廃止され発行されません。

そのため、医療機関での受診は、マイナ保険証（マイナンバーカードを保険証として利用）を使用することになります。

マイナンバーカードを保険証として利用するための手続きは、マイナポータル（スマホで登録）、医療機関窓口のカードリーダー、セブン銀行ATM、地区町村窓口でできます。

入社などにより健康保険被保険者資格を有する場合、資格取得届の提出が遅れますと、マイナンバーカードで受付をしても、資格情報が確認できないため、医療費を全額負担させられることもあります（後日、還付されます）。資格取得届や被扶養者異動届の速やかな提出のため、入退社や扶養家族の異動についてのご連絡は早めにお問い合わせいたします。

### ◇経過措置（資格確認書）

現在お持ちの健康保険証は、退職など資格喪失にならない限り、令和7年12月1日までは使用できます。

また、令和6年12月2日以降、新規に資格取得される者について、マイナ保険証をお持ちでない方については、資格確認書が発行されます。

資格取得届等に「資格確認書希望有無欄」が設けられ、これに記入することで資格確認書が発行されますので、入社などの連絡の際に、資格確認書の希望についてもお確かめください。

## 夏休みについて

令和6年8月10日（土）から8月18日（日）までは夏休みとなります。

8月19日（月）から通常業務となります。

ご理解くださいますよう、お願いいたします。

なお、夏休み中の連絡は、次にお問い合わせいたします。

休み明けすぐに、連絡させていただきます。

FAX 03-3889-1709

E-mail : mshd@office-kawamata.gr.jp

